

## [育成環境課關係]



平成22年度放課後子どもプラン推進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>18文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p> <p>第二次改正 20文科生第8119号 雇児発第0331038号 平成21年3月31日</p> <p>第三次改正 21文科生第 ※ 号 雇児発 ※ 第 ※ 号 平成22年※月※日</p>	<p>18文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p> <p>第二次改正 20文科生第8119号 雇児発第0331038号 平成21年3月31日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学省生涯学習政策局長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学省生涯学習政策局長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部</p>

改 正 案	現 行
<p>科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>	<p>科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>
<p>別 紙 現行のとおり (略)</p>	<p>別 紙 (略)</p>
<p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p>	<p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p>
<p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p>	<p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p>
<p>I 放課後児童健全育成事業</p>	<p>I 放課後児童健全育成事業</p>
<p>1 趣 旨 現行のとおり (略)</p>	<p>1 趣 旨 児童福祉法 (昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。</p>
<p>2 実施主体 現行のとおり (略)</p>	<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村 (特別区を含む。以下同じ。)、社会福祉法人その他の者 (以下「市町村等」という。) とする。</p>
<p>3 対象児童 現行のとおり (略)</p>	<p>3 対象児童 本事業の対象児童は、法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要</p>

改 正 案	現 行
<p>4 運 営 本事業の運営は、次により行うものであること。</p> <p>(1) ~ (2) 現行のとおり (略)</p> <p>(3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。<u>ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開設する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。</u></p> <p>また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。</p> <p>(4) 現行のとおり (略)</p> <p>(5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの</p>	<p>する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。</p> <p>4 運 営 本事業の運営は、次により行うものであること。</p> <p>(1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。</p> <p>(2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。</p> <p>(3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。<u>（ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。）</u></p> <p>また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。</p> <p>(4) 本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。</p> <p>なお、同じ建物内で、別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下、「放課後子ども教室推進事業」という。）など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。</p> <p>(5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの</p>

改 正 案	現 行
<p>転換に努めること。 <u>(削除)</u></p> <p>(6) ~ (13)</p> <p>現行のとおり (略)</p>	<p>転換に努めること。 <u>(ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数が71人以上の場合も国庫補助の対象とする。)</u></p> <p>(6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。</p> <p>(7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。</p> <p>(8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。</p> <p>(9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに、法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。</p> <p>(10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。</p> <p>(11) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。</p> <p>また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。</p> <p>(12) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。</p> <p>(13) 市町村は、法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等</p>

改 正 案

現 行

5 事業の内容  
 現行のとおり (略)

6 留意事項  
 現行のとおり (略)

7 費 用  
 現行のとおり (略)

により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

5 事業の内容  
 本事業は、次の内容・機能を有するものとする。こと。  
 (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保  
 (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保  
 (3) 放課後児童の活動状況の把握  
 (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成  
 (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと  
 (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施  
 (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援  
 (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 留意事項  
 (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。  
 (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費 用  
 (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。  
 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業  
 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業  
 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

改 正 案

現 行

II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 実施主体

現行のとおり（略）

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者とする。

3 対象事業

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

現行のとおり（略）

3 対象事業

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

Iに基づく放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を実施するために必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

現行のとおり（略）

(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

4 対象事業の制限

(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

4 対象事業の制限

(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。



改 正 案	現 行
<p>(2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 3の(1)及び(2)の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、</p> <p>ア 既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合</p> <p>イ (2)の事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)第14条1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合の設備等の更新</p> <p>ウ (2)の事業について、受入児童数の増により、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備(備品の購入等)については、この限りでないこと。</p> <p>また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。</p> <p>(4) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。</p> <p>また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。</p>	<p>(2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 3の(1)及び(2)の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合には、この限りでないこと。</p> <p>また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。</p> <p>(4) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。</p> <p>また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。</p>
<p>5 費 用</p> <p>現行のとおり(略)</p>	<p>5 費 用</p> <p>国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

改 正 案

現 行

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣 旨

現行のとおり (略)

2 実施主体

現行のとおり (略)

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

現行のとおり (略)

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業を実施するための施設(放課後児童クラブ)へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断、障害児受入のための指導員の確保等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の①～④の何れかの事業を実施するために放課後児童クラブへ派遣する。

① 伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が

改正案

現行

(削除)

(2) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

(3) 障害児受入推進事業

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、以下の①～③の何れかの方法により、障害児を受け入れるクラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置する。

① 市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用し、放課後児童クラブに派遣

必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業

放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、放課後子どもプランの円滑な策定・実施が図られるよう、以下の①～⑤の事業を実施する。

① 人材確保のための研修等

新たに放課後児童指導員を希望する者等に対する研修の実施、研修受講者の名簿への掲載・登録、他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施

② 地区別運営委員会の設置・開催

各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を検討する運営委員会の設置・開催

③ 広報啓発

「放課後子どもプラン」の実施に向けたリーフレットの作成などの広報活動

④ その他

その他「放課後子どもプラン」の推進に資する取組

(3) 放課後児童の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。

(4) 障害児受入推進事業

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、以下の①～③の何れかの方法により、障害児を受け入れるクラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置する。

① 市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用し、放課後児童クラブに派遣

改 正 案

して配置

- ② 放課後児童クラブが専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
- ③ 放課後児童クラブが雇用した指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させる、又は個々の指導員が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）

4 留意事項

- (1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1に基づく放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。
- (2) 3の(2)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。
- (3) 3の(3)の実施に当たっては、都道府県等が実施するIVに基づく放課後児童指導員等資質向上事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

5 費 用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業（3の(3)に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業（3の(3)に限る。）

現 行

して配置

- ② 放課後児童クラブが専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出
- ③ 放課後児童クラブが雇用した指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させる、又は個々の指導員が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）

4 留意事項

- (1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1に基づく放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。
- (2) 3の(3)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。
- (3) 3の(4)の実施に当たっては、都道府県等が実施するIVに基づく放課後児童指導員等資質向上事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。

5 費 用

国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業（3の(4)に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業（3の(4)に限る。）

改 正 案

現 行

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

現行のとおり（略）

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

1 趣 旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

- (1) Iに基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童指導員及び放課後児童クラブの活動に関わるボランティアなど
- (2) 別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下「放課後子ども教室推進事業」という。）の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など

4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施するものとする。

5 留意事項

- (1) 放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課

改 正 案	現 行
	<p>後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。</p> <p>(2) 放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応指導員の資質の向上に努めること。</p> <p>6 費 用</p> <p>都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>